



安心できる介護・納得できる介護保険・信頼できる制度の実現 NPO 法人 きょうと介護保険にかかわる会

発行人 梶 宏

事務所 〒604-8811 京都市中京区壬生賀陽御所町3-20 賀陽コーポラス809
TEL・FAX:075-821-0688 E-mail:npokakawarukai@helen.ocn.ne.jp
<https://npokakawarukai.or.jp/>

強い女性は歓迎していいが

理事長 梶 宏

2025年10月21日、日本ではじめての女性総理大臣が誕生した。三権の長としては、既に土井たか子さんが衆議院議長という例があるものの、総理大臣となると国家の指導者として国際的にも国の代表となるだけに、歴史的快挙と言つていい。

世論調査では内閣支持率が82%という高い数字も出た。高市内閣発足直後に、米・中・韓の首脳と直接に会う機会を得たことが大きかった。

サッチャー元英国首相に自分を重ねたいとする高市さんは、「強い指導者」のイメージを示している。とくに外交については「強い首相」は頼もしげに見える。と同時に、笑顔と強面を使い分けるところが印象を良くしたと言えよう。世論は理屈抜きにかつてのサッチャーさんのような「強い指導者」を求めているのだ。

本会議での所信表明演説は慎重だった。続いて11月7日の予算委員会はなかなかの「みもの」だった。とくに与党質問ではあったが、斎藤健議員（松井京都市長と通産省入省の同期生だとか）の質問が聴かせる内容だった。半導体問題から日本でつくったコンテンツ産業（例えば映画・ゲームなど）で外貨を稼ぐ強い経済を語り、強い経済があってこそ厚い社会保障が可能に

なるという言い回しは、原稿なしの質問ただけに、私は思わず聞き入った。野党立憲民主党の岡田克也議員も表現は強くないが内容は鋭く、首相もたじたじとなる感じだった。

いずれにせよ、高市さんの前には財政問題が立ちはだかっている。その上に、対中国との関係で余計なことを口走ったため、中国を相手とする貿易や観光の業者にとって死活問題を発生させている。外交政策で中国は次々とカードを切ってくるが、日本にはカードがないということを高市さんは知らないのか。こんな認識の甘い人を、強い指導者と誤認して、私たち国民がおとなしく従う愚民化の道を歩めば、自分の首を絞めることになるだろう。

かつて、明治維新後の日本は、アジアの盟主にという野望を抱いて失敗し、国家的な総括を自らの手で行うことなく、米国に従属して経済大国にのし上がり、私自身もその恩恵にあずかってきたと思う。

だがそんな話が長続きするわけはない。介護保険も危機を迎えつつある。この危機について私たちは、むしろ、危機を梃子に、黙っていない市民として厚かましく政治の主人公になるしか、生きる道はないと言ったら言い過ぎだろうか。

目次	卷頭言「強い女性は歓迎していいが」	1
	10月市民講座報告「市民が議会を動かした」	2~3
	11月市民講座報告「あんしんして認知症になれるまち」	4~5
次	市民講座（研修会）についてのアンケート結果	6
	シリーズ「私の介護体験」／1月・2月市民講座案内	7
	会員リレーえっせい／シルバー川柳／新入会員紹介／編集後記	8

市民が議会を動かした

～京都市ケアラー支援条例の制定プロセスと課題～

第147回
市民講座告報

日 時：10月18日（土） 13:30～16:30
会 場：ひと・まち交流館 京都 3階 第5会議室
講 師：津止 正敏さん
(京都ケアラーネット代表 立命館大学名誉教授)



「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例（以下、京都市ケアラー支援条例）」は昨年11月6日に議員提案により全員一致で成立し、11日に施行された。条例とは法律よりも下位にある法の一つの形態で、地方公共団体がその議会の議決によって制定するものである。国の法令に違反しない範囲で定められ、住民に義務を課したり、権利を制限したりする際は、原則として条例に基づくことになる。今回の講座は、この条例の背景となる「ケアとケアラーの現状」や「条例制定のプロセス（過程）の特徴」、「ケアラー支援の論点（ケアの倫理等）」について、条例制定の活動に関わられた津止正敏さんに講演をお願いした。

ケアラーの現状と社会的対応の要請

近年、介護者（ケアラー）の構成が大きく変化している。2001年には70%が家族介護者だったが、2022年には45.9%に減少した。代わって事業者や介護者不詳の割合が増加し、家族中心の制度では対応できない状況になっ

っている。世帯構造の変化によりケアラーの多様性が顕在化し、「育児と介護の両立」「ヤングケアラー」「高齢者による障害児の介護」など、誰もがケアラーとなりうる社会になった。このような背景の中、2020年に埼玉県で日本初の「ケアラー支援条例」が議員立法で成立。以降、「家族介護者支援」は「ケアラー支援」と呼ばれるようになり、ヤングケアラーという言葉も広く認知されるようになった。

条例制定のプロセスと特徴

(1)当事者ネットワーク「京都ケアラーネット」

2022年4月、「ケアラー支援条例をつくろう！ネットワーク京都」が発足。公開学習会や市長選候補者への公開質問、市民大討論会などを通じて条例制定の機運を高めた。ネットワーク参加者である市会議員が、議会で初めて条例制定の必要性を質問したこと、議会が動き出した。

(2)制定プロセスのダイナミズム

2022～24年にかけて議員による質問が重ねられ、京都市は当初「直ちに制定する考えはない」と回答。しかし、議会側は「当事者の声に応えるべき」として、2024年4月に「市議会議員全員による条例制定」を表明。ネットワーク京都も即座に歓迎の意見を発表し、条例成立に向けた半年間の取り組みが始まった。



(3) 「緊張感ある協働」の成果

5月にはプロジェクトチームが設置され、パブリックコメントや意見書提出を通じて市民と議会との「緊張感ある協働」を展開。争点となつた「推進計画」や「当事者との協議の場」については、市が実施主体となり、施策状況を共有する場を設けることが条例に明記された。

(4) 条例の特徴

京都市ケアラー支援条例は、前文のボリュームが他自治体の条例を圧倒的に上回り、京都のケア文化や歴史を振り返る内容が盛り込まれている。ケアの意義や尊重が明記され、「ヤングケアラー」「若者ケアラー」の定義、市の財政措置に関する義務も明確化されていて、他の自治体よりも踏み込んだ内容となっている。

ケアラー支援の倫理と論点

ケアラー支援の根拠は「困っているから」だけではない。ケアそのものが人間社会の基本条件であるという認識が必要である。人は誰もが一時的または長期的に依存状態になり、誰もがケアする側にもなる。家事・育児・介護・看病などの「再生産労働」はこれまで軽視されてきたが、持続可能な社会を作るためには「再生産」の領域が不可欠である。

機械にはメンテナンスが義務付けられる一方、人間のケアは後回しにされがちである。この構造を転換するため、ケアラー支援を通じて「人

間のメンテナンス」の重要性を社会に発信する必要がある。

ケアの絆と人類的視点

上野千鶴子氏は「ケアの絆」としての家族を制度的に守る必要性を主張した。家族は「再生産の制度」として命を産み、育て、看取る役割を担っており、目下のところ代替案がない以上、法的制度的支援が不可欠である。

180万年前の老人の頭骨化石には、介護の痕跡が残っており、人類が他者を思いやる心を持っていたことが示されている。ケアは人間らしさの源であり、「人がケアを成したのではなく、ケアこそが人を成した」との視点から、ケアのある暮らしを社会の標準とすることが求められる。

講演後に津止さんを囲んでのフリートークでは、参加者の様々な介護（ケア）体験が語られた。津止さんは最後に「ケアは生活を悪くするものではない、いまの生活をくずすことなく社会がどのような仕組みを考え、ケアをしている人をどう支えていくかを考えていくことが必要」と述べられた。

（栗山博臣 記）

介護保険
ホットNews

介護保険はこれからどうなる？

厚労省の社会保障審議会（介護保険部会）は9月から月2回開催のペースで精力的な審議を重ねている。

論点となっているのは、人口減少・サービス需要の変化への対応、地域包括ケアシステムの深化（相談体制の在り方、高齢者向け住まい、介護予防・日常生活支援総合事業等）など多岐にわたる。持続可能性確保の理由で介護保険の利用料原則2割化やケアプラン作成の有料化も検討され、それに対して介護崩壊が進むのではないかという懸念の声もあがっている。

第10期介護保険事業計画（2027～29年度）に向けての攻防が激しさを増す、熱い年末になりそうである。



社会保障審議会
(介護保険部会)

安心して認知症になれるまち

第148回
市民講座告報

～そんなまちをめざして、私たちにできること～



河田さん



吉田さん



鈴木さん

日 時：11月22日（土） 13:30～16:30
 会 場：ひと・まち交流館 京都 3階 第5会議室
 講 師：鈴木 森夫さん
 （公益社団法人認知症の人と家族の会 元代表理事）
 河田 正裕さん（京都府認知症応援大使）
 吉田 哲久さん（京都府認知症応援大使）

認知症基本法成立まで

まず「認知症の人と家族の会」について簡単に紹介されたあと、認知症基本法成立にいたるまでの経過が話された。

以前「痴ほう」は何も分からなくなる病気で、精神病院や施設を利用せざるを得ないという考えがあった。2004年に「認知症」と呼び名が変わり、2012年からは新たな認知症施策の方向性を検討する動きが始まった。

超党派の議員連盟が当事者団体や認知症関連の学会などへのヒアリングを重ねて法案を練り上げた。2023年6月14日参議院本会議で「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が全会一致で成立する瞬間に立ち会うことができ、万感の思いだったと語られた。

そもそも「基本法」とは

基本法とは国政の重要な分野について、その理念や基本方針を示す法律のこと。憲法と個別の法律の間に位置し、特定の分野における政策の方向性を示す「親法」として、他の法律や行政を指導・誘導する役割を持っている。そういう意味で介護保険法などの法律や認知症の行政施策も、この基本法に沿って見直される必要がある。

認知症基本法のポイント

目的：共生社会の実現

認知症の本人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個

性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（=共生社会）を実現するのが目的。そのために、認知症の本人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する。

基本理念：基本的人権をすべての基礎にする
 （講師が強調された部分に下線）

- ① すべての認知症の本人が基本的人権を持つ個人として、自分の意志で生活できること。
- ② 国民が認知症の正しい知識と認知症本人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。
- ③ 日常生活・社会生活の中で障壁を除去することで、自立した生活や意見表明・社会参画の機会が確保されること。
- ④ 認知症の本人の意向を十分に尊重し、良質で切れ目のないサービスが提供されること。
- ⑤ 適切な支援により、認知症の本人及び家族等が地域において、安心した日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進すること。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他各関連分野における総合的な取組を行うこと。

いま、私たちにできること

2025年10月に内閣府が発表した「認知症に関する世論調査結果」によると、認知症基本法が成立したことを知らない人が75.8%、成立したことは知っているが、内容は知らないという人が16.4%というのが現状であることを紹介された。このような中で私たちができることとして次の3つをあげられた。

- ① 共生社会を、ともにつくる
- ② 認知症の本人の声を聞く
- ③ 新しい認知症観にたつ

ここで言う「新しい認知症観」とは認知症になると何もできなくなるという考え方ではなく、認知症になってもできること・やりたいことがあり、地域で仲間等とともに、希望を持って自分らしく暮らすことができるという考え方である。

認知症の本人の声を聞く

鈴木さんのお話に続き「京都府認知症応援大使」の河田正裕さんと吉田哲久さんに、日常生活や当事者の思いについてのお話を伺った。

会場からの質問に答えて、受診につながった自らの体調の変化やその後の経緯、現在の楽しみや困りごと、さらに「お小遣いはどうなっているのか」というような質問にもありのままにお話いただいた。

「仲間づくりが大切」「宇治市では認知症の人の活動の場がいろいろある」「大学生と一緒に



にするお茶摘みなどではジェネレーションギャップを感じるが、それはだんだん狭まってくる。これから認知症になる後輩の人たちに向けては「自分の好きなことを通じて他の人と交流してゆけば楽しいことはいっぱいある」と話された。

また、京都府認知症応援大使になった理由は「デメリットを考えると最初は抵抗があったが、今は自分のことばで伝えることができるのがうれしい。皆の前で話すと元気になれる」とのことだった。

当日参加されていた老年科医師で、自らの認知症を公表されている奈倉道隆さん(当会会員)は、発言を求められ「今はまだ認知症がネガティブなもののように見えているということもあるが、診断をうけて『なってしまった』とひきこもるのはだめ。周りの人とつながっていくと、楽しく元気になり、知識も入ってくる」と話された。

参加者からの感想

- ・認知症の母がいますが、本日の講座に参加させていただいて「認知症基本法」を初めて知り、母に対しての接し方、見方が変わりました。これからの自分も考え方を改め直す講座になりました。ありがとうございました。
- ・新しい認知症観に変わったことを知れてよかったです。
- ・テレビ等では当事者の映像を見たことはありますかが直接会ったことがありませんでした。今日、ご本人の思いが聞けて良かったです。河田さんより「人とつながると楽しくなり元気がもらえる」とのこと。その通りですね。つながりが大切ですね。
- ・鈴木さんのお話は大事なことをわかりやすく話してくださいって良かったし、やはり当事者や奈倉先生のお話を聞いていると、「認知症は不便だけど不幸じゃない」ということが実感できた。あたたかい笑い声がたびたび沸き起こる、とても良い雰囲気の講座だった。

(萩原三義 記)

市民講座(研修会)についてのアンケート結果

当会の市民向け公開講座(研修会)についての会員アンケートを、会報10月号の発送時に同封し、10月末日までの期間に実施しました。回答者は28名で会員数の約3割でした。その結果を報告します。

I 基本情報

回答者の約7割は60~70歳代、2割は80歳以上と、高齢者が多かった。それを反映してか1/3以上が「職業は特に無し」だったが、「介護職」が約2割、「福祉ボランティア」がそれに続いた。

今回、市民講座に参加されていない方にも回答を呼び掛けた結果、「ほとんど参加していない」や「年に1~2回参加」の方を合わせると約半数だった。その方々に参加できない理由を聞くと「仕事が忙しくて参加できない」が57%、「遠方、移動困難など事情があって参加できない」が14%だった。

II 講座の形式や開催日について

「会場での対面講座」を望む人が78%と一番多かったが、「現場見学・フィールドワーク」が48%とそれに続いた。「オンライン講座」は37%だった。参加しやすい曜日は「平日(月~金)」「土曜日」「日曜日」の順に多かったが、複数回答可としたので参加しやすい人はどの曜日でもあまり変わらないということかもしれない。参加しやすい時間帯については約3/4が午後(13時~16時)だった。

III 関心のあるテーマについて

関心あるテーマは右図の通り。それ以外に希望するテーマとして「介護保険制度の諸課題(人材不足の解決策、訪問介護事業所倒産、介護現場でのハラスメントなど)」「現場や当事者の体験談」「世界の介護や介護保険事情に比べて日本は適切なのか」「今後の医療がどうなるか」などがあった。

IV 講座の改善策や今後に期待すること

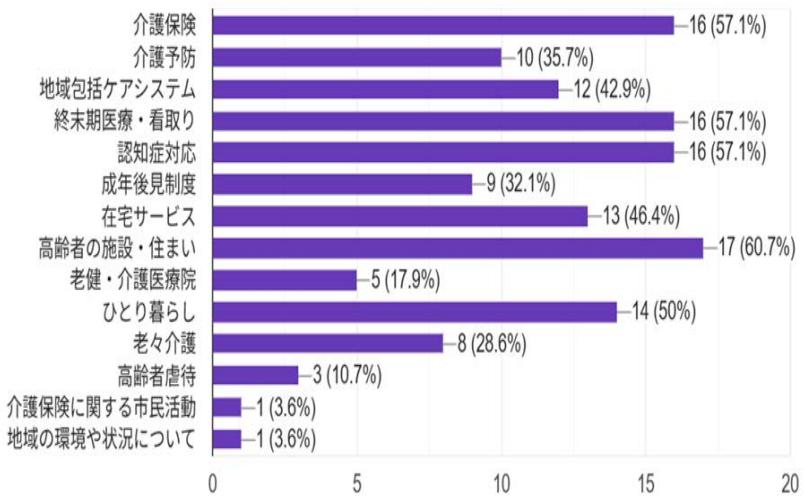
- ・同じテーマで角度を変えた講座やワークショップを2~3回続けるのも内容が深まり、面白いのではないかと思います。
 - ・内容、ジャンル、盛りだくさんな講演を開催されてきたので頻度は減らしても良いと思う。手間、経費などを節約していただけたら。でも会費値上げされても参加します！
 - ・参加することで高齢者の生き方について考え、学び、これからの行動につながるような内容が望ましい。
 - ・役員さんの少ない体制で準備が大変だと思うが長く続けてほしい。
 - ・かしこい市民になれるような研修を期待します。
- など16件の回答があった。

頂戴したご意見を参考に今後の市民講座(研修会)のありかたを検討していきたいと考えています。ありがとうございました。

(冬木美智子 記)

3-1 関心のあるテーマを教えてください。複数回答可

28件の回答



介護を受ける、介護をする、そのナマの声を繋ぎます

シリーズ「私の介護体験」

ある冬の1日

第27回

会員 匿名希望

今年の1月、Aさんに出会いました。施設（サ高住）にお迎えしてすぐにご逝去されています。Aさんが施設に来られて2週間目に、容体悪化・救急搬送となったのです。原因疾患は特にありませんでしたが、ご本人の飲食拒否による脱水症状および全身状態の悪化が主な原因でした。職員はあの手この手で食事提供を工夫していましたが、頑なに食事を拒む行為に、彼女の命を懸けた意思を感じ取り、それを尊重したいと個人的には思っていました。

病院でご逝去された方は、一般的には、一度自宅に戻られるか、葬儀場に向かわれるかですが、どういうわけかAさんのご家族は、病院から施設に戻されることを希望されました。ご事情があり、施設で一泊されて、朝には葬儀場にいかれるのかなど、考えていました。ところが翌朝、職員が大慌てで、「所長!! 葬儀屋さんが棺桶を持ってこられています。どうしましょう!」。やはりそ

か…。予想したとおりで、一抹の懸念は的中しました。正直に事情を話せば断られるとお考えになったのでしょうか。いわゆる、「直葬」です。噂に聞く直葬は、初めての経験となりました。

様々な事情を抱えたご本人と家族にわたしたちは日々お会いします。短い時間ですが、2週間、ご本人とご家族に接していく、これまでのAさんの行動にたいして、ご家族は疲れ果てているようでした。「お受けするしかないですね」。不安な表情の職員に指示を出して、出棺の準備に立ち会い、出棺時には全職員に集合してもらい、玄関でAさんのお見送りをしました。どんよりとした空気と、皆の顔。「ハイ!解散! パンパン」で切り替えてまた、日常に戻ります。

これも、現代社会のお別れのひとつと受け止めています。高齢者施設の毎日は、出会いと様々なお別れの繰り返しです。

第149回
市民講座
案内

17時から
新年会開催!
事前申し込み
先着順

ヨーロッパゆったり旅の写真と体験談でリフレッシュ!

日 時: 1月24日(土) 13:30~15:00

会 場: ひと・まち交流館 京都 2階 第1・第2会議室

講 師: 吉川正義さん・竹山幸江さん(会員)

吉川さんはフランスに、竹山さんはイタリアに個性的な滞在型の旅行をされました。そのお話の後竹山さんには気功のさわりを教わります。

参加費: 無料

会員交流会 15:15~16:15

引き続いて交流会を開きます。お茶を飲みながら新年の抱負など語り合いましょう!(茶菓代300円)



第150回
市民講座
案内

「介護のイロハ(在宅サービス編)

~安心できる老後にそなえて~(仮題)

日 時: 2月22日(日) 13:30~16:30

会 場: ひと・まち交流館 京都 3階 第5会議室

講 師: 西村聰さん(公益社団法人 京都府介護支援専門員会 理事)

【内容】

自分や家族に介護が必要になったとき、家にいながらどのようなサービスを利用できるのか。その種類や内容、利用するためにはどのような手続きが必要なのかを学びます。いざとなつてもあわてないために、早めに準備をしておきましょう。

会員リレーえっせい⑦

中嶋 康喜



「ふるさと納税」に思うこと

「ふるさと納税」が過熱して、制度改正もされた。私も一度利用して、美味しい“宮崎牛”を堪能したことがある。しかし、思うところがあって、一度きりで終わっている。

私の故郷といえば、7歳から70歳まで暮らした「京都」だといえよう。住居は、東西を高野川と鴨川に挟まれ、北には植物園の、南には下鴨神社の社がある三角地帯（左京区下鴨）にあった。

高槻市へ転居すると聞いた友人・知人には“なんで引っ越すんだ？”と言われた。下鴨の地を北東から南西に流れる疎水（浄水場の排水路）の両岸は桜並木で、夏には、蛍が飛び交う。そんな良い環境の所から引っ越す奴の気が知れんという訳である。

一軒家を維持・管理することが、高齢者夫婦には体力的に負担になっていたし、娘世帯の近くに住む方が、子育てを応援しやすいし、将来的には、介護の支援も受けやすいだろうというのが、転居の理由であった。

高槻に越して18年。この町は、高齢者にとっ

て、住みよい街である。自然環境も豊かだし、文化度も高い。人口約34万人の中核都市という規模で、公民館が4か所、老人福祉センターが6か所、コミュニティーセンターは大規模のものだけで6か所あって、それぞれが講座を開いたり、会場を無料または安く提供し、市民の自主的な活動を支援している。

私たち夫婦は、転居後、徒歩圏内にある公民館の「高齢者学級」に通い、友人知己を得て、ハイキンググループ等に参加したりして、地域に溶け込むことができた。

現在、私は、福センとコミセンに通い「歌の教室」とグループでの「テニス」を楽しんでいる。

こんなにお世話になっている市に納めるべき税金を、他都市（京都市へなら考えられても）へ提供することに罪悪感を覚えて「ふるさと納税」は取り止めた。

けれど、繰り返されるTVのCMを見るたびに、返礼品の数々を思い浮かべ、ちょっと誘惑にかられる自分がいる。

新入会員紹介

居相初恵さん
小川栄二さん
藤本文朗さん

会員募集中
詳しくは
下記の
QRコード
からどうぞ



シルバー川柳

食べられん 鰻と寿司は食べるけど
温かく迎えてくれるは便座のみ
それあれで通じるまでの幾山河

出典：(公社)全国有料老人ホーム協会

編
集
後
記

「大阪・西成の集合住宅火災で3人死亡・1人意識不明」という新聞記事（11月13日付）の見出しに人居者の多くは高齢、寝つきりや車いすの人も」という見出しにドキッとして手が止まった。集合住宅の1階は事務所で2～5階が居住スペース。住民は約40名。施設のHPを見ると日本初の共助型住宅（コレクティブハウス）として5年前に開設されたらしい。有料老人ホームでもサ高住でもない集合住宅。しかし実態としては身体の不自由な高齢者が多く居住し、夜間はヘルパー1名が常駐していたという。

「認可が必要ではなく安価なこういったタイプの住宅は大阪で増えており、賃貸の更新を断られる高齢者の受け皿となっている一面も」という専門家のコメント。

死亡者のうちのひとりはヘルパーだった。高齢者が置かれている実態をもつと広く、深く知らないくてはと痛感した事件だった。

（M・F）